



秋田県大雨災害支援 第18回ゴルフコンペ



8月26日、会津磐梯カントリークラブにおいて第18回ゴルフコンペを開催しました。このコンペは7月に秋田県で記録的な大雨が降り、広い範囲において河川の氾濫などによる床上浸水等の被害のあった被災地の復興支援を目的に行われ、38名が参加しました。



コンペでは参加費に含まれた寄付のほか、厚生委員長の猪俣孝之コンペ実行委員長の掛け声のもと当日も募金箱に浄財が寄せられ、総額54,099円を秋田県法人会連合会を通じ、日本赤十字社・秋田県支部に寄付いたしました。

成績は次のとおりです。

優勝＝金子保彦さん（金子建設）、準優勝＝永峯勝美さん（東北ライン）、第三位＝國廣好文さん（フローラルブーン会津）、BG＝増井良一さん（柳津測量設計）



盛り上がった表彰式



左から 永峯さん、金子さん、國廣さん

【協賛企業名】五十音順・敬称略
会津商工信用組合／会津通運㈱／会津天宝醸造㈱／㈱会津磐梯カントリークラブ／㈱会津美里振興公社／アフラック郡山支社／AIG損害保険㈱郡山支店／有遠藤総合経営センター／金子建設㈱／㈱佐賀工務所／㈱佐藤電設／鈴木勝人税理士事務所／鈴善漆器店／大同生命保険㈱会津営業所／一般財団法人竹田健康財団／有徳江生花店／坂下清掃㈲／フローラルブーン会津／㈱米夢の郷／㈱マコト精機／丸善商事㈱／㈱萬花樓／柳津測量設計㈱／山十建設

令和5年版「年末調整のしかた」販売いたします！

「年末調整のしかた」（定価2,310円）の会員割引を今年も会員事業所に限り2,000円で斡旋（差額は法人会で負担）します。ご希望の方は事務局までお越しitただくか、11月15日・16日開催の年末調整説明会会場（於：アピオスペース）で購入できます。お申し込み・お問合せ：会津若松法人会事務局 ☎ 0242-22-5821

今年は割引券の発行はいたしませんので、購入時に事業所名をお知らせください



年末調整説明会にお申込みされた皆様へ

年末調整説明会にお申込みされた方は同封の「わかりやすい 令和5年分

年末調整の実務のポイント」をご持参ください。

※11月15日は定員に達しましたので、募集を締め切らせていただきました。



新税務署長ごあいさつ



会津若松稅務署長
板垣 直人

会津若松税務署長を拝命いたしました。本年七月の定期人事異動により、会津若松法人会に就任いたしました。前任は仙台国税局徵収部主任国税訟務官で国税の徵収に関する不服申立や訴訟を担当しておりました。出身は秋田県大仙市で、全国花火競技大会で有名な旧大曲市の隣町・旧神岡町です。平成23年から24年に田島税務署に勤務したことがあり会津地方での勤務は久しぶりになります。

遠藤会長をはじめ、会津若松法人会、会員の皆様には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、深くご理解と多大なるご協力を賜っておりますことに、心から御礼申し上げます。

会津若松法人会におかれましては、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展のため、日々活動されておられます。私どももいたしましても、研修会への講師派遣や法人会活動への参加などを通じて、貴会との協調に努めてまいりますので、今後とも活発な事業活動を展開

され、組織の拡大が図られますこと
を、心よりご期待申し上げます。
さて、令和3年より税務署主催の
年末調整説明会は全国的に開催しな
いこととなりましたが、国税庁ホー
ムページの「年末調整がよくわかる
ページ」において、「年末調整のしか
た」と「年末調整電子化・年末調整ソ
フト」、「法定調書の作成と提出」の
動画を本年も掲載予定ですので、是
非ご活用ください。

また、本年も会場を設けての年末
調整説明会を貴会主催として行つて
頂くこととなつております。税務署
も講師を派遣し協力していくかとい
考えております。

加えて、適正な申告納税の推進と
納税意識の向上に向けた取組に力を
注ぎつつ、添付書類も含めたe-Tax
xの一層の普及、源泉所得税を中心
としたダイレクト納付の拡大、イン
ボイス制度の円滑な開始・定着に向
けた周知・広報、マイナンバー制度
の一層の普及・定着に向けた取組、
期限内納付の確保、租税教育の充実
などのほか、酒処会津の酒類業の振
興にも取り組むこととしております。

会津若松法人会並びに会員の皆様
には、会報誌等を通じたPRや租税
教室への講師派遣など、これまでも
多大なるご協力をいただきしております
が、引き続き、ご支援・ご協力を賜
りますよう、お願い申し上げます。

結びに、会津若松法人会の益々の
ご発展と会員企業のご繁栄、並びに
会員の皆様のご健勝を心から祈念い
たしまして、着任の挨拶とさせてい
ただきます。

進めています、税のデジタル化
税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

<p>スマホとマイナンバーカードを使って 自宅から e-Tax で確定申告</p>	<p>マイナンバーカードを使って 年末調整や確定申告を自動入力</p>
<p>請求から受取まで 納税証明書はオンラインで完結</p>	<p>自宅やオフィスから キャッシュレスで国税を納付</p>
<p>電子帳簿保存で 経理をデジタル化</p>	<p>税の疑問は AI チャットボット(ふたば)に相談</p>



国税庁
<https://www.nta.go.jp>

やさしい税金教室Q & A 【暮らしの税金】

◆退職したら？

Q： 年の途中で会社を退職しました。確定申告をしなければなりませんか。

サラリーマンが毎月の給与や賞与を受け取るときには所得税が源泉徴収され、1年間に徴収された所得税は、年末調整を通じて精算されます。しかし、年の途中で退職した場合は年末調整が行われないため、確定申告を行って所得税を精算することになります。

確定申告の期間は、その年の翌年2月16日から3月15日までです。源泉徴収票、退職後の社会保険料、生命保険料控除等を受けるための証明書などの準備が必要です。なお、還付申告の人は、翌年1月1日から早期提出ができます。また、過去5年以内のものであれば、遡って申告書を提出することができます。

退職した年に再就職し年末まで勤務している場合には、再就職先に前勤務先から交付を受けた源泉徴収票を提出すれば、年末調整を受けることができます。

Q： 退職金を受け取りました。税金はかかりますか。確定申告は必要でしょうか。

勤務先を退職する際に受け取る退職金（小規模企業共済の共済金を含む）は、退職所得として税金がかかります。

(1) 確定申告

①退職の日までに、勤務先に「**退職所得の受給に関する申告書**」を提出すると、退職金から所得税と住民税が源泉（特別）徴収され、確定申告は不要です。

②この申告書を提出しなかった場合には、確定申告が必要です。



(2) 退職所得の計算

$$\text{一般の退職所得の金額} = (\text{退職金の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

* 勤続年数が5年以下の場合には、計算方法が異なります。

詳しくは税理士にご相談ください。

退職所得控除額は勤続年数によって、次のようにになります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円未満のときは80万円）
20年を超える場合	800万円+{70万円×（勤続年数-20年）}

★ 退職所得の計算例 ★	
勤続年数 30年 退職金 2,000万円	} の場合
{2,000万円-(800万円+70万円×10年)} $\times \frac{1}{2}=250\text{万円}$	

* 勤続年数は1年未満の端数を切り上げて計算します。

* 障害者になったことが原因で退職した場合は、100万円を加算します。

日本税理士会連合会ホームページ「やさしい税金教室（令和4年度版）」より抜粋

～困ったときは、お近くの税理士に相談しましょう～

《問合せ先》東北税理士会会津若松支部・支部長 吉原 裕二 (TEL0242-62-3129)



9/21 決算説明会



7/17 会津坂下支部 会員親善ゴルフ大会

**カメラ
レポート**



7/25 第1回厚生委員会



9/27 デジタル戦略委員会

講話をする東瀬多美夫副委員長㊧とTKC照井健輔センター長

会報「法人ニュース会津」

チラシ同封・広告掲載募集中

「法人ニュース会津」ではチラシを同封して配達するサービスや「盛夏号（7月発行）」・「新年号（1月発行）」では本誌への広告を募集しております。

当会の会報は、会員企業・関係官庁・各種団体にお届けしており、販売促進を始め、企業や商品PR、イベントの案内等に最適です。ぜひご利用ください！

同封	チラシ（B5、A4）	5,000円
	チラシ（B4、A3）	7,000円
	パンフレット	10,000円
掲載	名刺広告	5,000円
	企業広告	10,000円～

詳細は事務局へお問い合わせください



10/12 板垣直人税務署長講話・第3回理事会

自主点検チェックシートをご活用ください

法人会では企業における内部統制や経理面などについて“自主点検”を簡単にできるよう「自主点検チェックシート・ガイドブック（国税庁支援）」の利用を推進しています。

今年6月にリニューアルし、これまで別冊だったガイドブックとチェックシートが一体化！またインボイス制度や電子帳簿保存に関する内容が新たに追加されました。

郵送をご希望の方はお電話にてお申し込みください。

また法人会のホームページからもダウンロードできます。

お申し込み・お問合せ：会津若松法人会事務局 ☎ 0242-22-5821

自主点検チェックシート			
会員登録	年	月	日
会員登録	年	月	日
会員登録			
会員登録			



確定申告をもっと便利に！

マイナポータルを活用した 給与情報の自動入力

✓確定申告はマイナポータルとの連携でもっと便利に！

令和5年分の所得税の確定申告から、事業主の方がe-Taxで提出した「給与所得の源泉徴収票」の情報が新たに自動入力の対象となります。



詳細は、国税庁ホームページの特設ページをご確認ください。

国税庁



イーネンチョウ
e-年調

年末調整をもっと便利に！

年末調整の電子化

もう書類は必要ありません！

✓国税庁では年末調整手続の電子化に取り組んでいます。

給与所得者（従業員）から給与等の支払者（勤務先）へ
年末調整に関する申告書や控除証明書などがデータで提出できます。



従業員の方への
メリット

- ①マイナポータルを利用して控除
証明書を1回の操作でまとめて取得！
- ②控除証明書が申告書に自動転記！
- ③申告書の控除額はソフトで自動計算！
- ④紙での手續（作成・提出）が不要！



勤務先への
メリット

- ①申告書様式の入手や配付が不要！
- ②従業員から提出された申告書の
控除額や添付書類の確認作業が削減！
- ③提出された申告書の給与システム
への手入力が不要！
- ④申告書（紙）の保管場所が不要！

詳細は、国税庁ホームページ
「年末調整手続の電子化に向けた取組
について」をご確認ください。

国税庁



年末調整 電子化

